

△芦屋市民憲章 ◇

わたくしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
- 自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう
- 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
- 健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
- 災害や公害のない清潔で安全なまちをしましょう

広報あしや

昭和50年4月20日 第342号 発行所 芦屋市役所 発行人 芦屋市長職務代理者 芦屋市助役 編集公聴廣報課 毎月2回5月20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)

芦屋市の人口と面積

— 4月1日推計人口 —

人口総数	75,503	世帯数	21,941
男	36,035	面積	16.07km ²
女	39,468		

昭和50年度

二百十一億七千八百八十万円——これが新しく始まった昭和五十年度の芦屋市の全会計予算総額です。本市にとって、市制施行三十五周年という一つのふしを迎える意義深い年にあたる五十年度は、「自然と文化が調和した福祉都市芦屋の建設」を目標に市政を進めていきます。

具体的には、「自然と調和した生活環境づくり」「明日をひらく人間尊重の人づくり」「健康とくらしを守る市民生活の充実」「市民生活に直結した都市機能の整備」を柱に、市民福祉の充実を図っていくますが、こうした諸施策の中から、本年度から新しく実施する「乳がん検診」と、難病患者に対する「療養費定額扶助制度」を次に紹介します。

乳がんの検診を実施

早期発見にぜひお受けください

芦屋市の女性を乳がんから守るために、市医師会との協力を得て本年度から乳がん検診を実施します。ひとりでも多くのかたが、この検診をお受けになるようおすすめします。

わが国の乳がんによる死亡率は、最近の医学の進歩にもかかわらず著しく増加しており、近い将来に乳がん死人が子宮がん死亡を上回るだらうといわれています。本市でも昭和四十八年から急に増えています。

加して子宮がんを上回っており、一年間に五人の尊い命が失なわれています。乳がんの発生率が増加しているのは明らかではありませんが、文化程度の高い欧米では乳がんが女性がん死亡の第一位であり、本市の生活水準などを考慮あわせると、大いに注目する必要があります。また、乳がんの発生状況は、じだいに若年層に移行しているのが最近の傾向です。

いまほう、子宮がん死亡の減少は、子宮がんに対する女性の関心の増大と、子宮がん検診の成果によるものと考えられます。乳がんによる不幸をなくすためには、他のがんと同様に、早期発見がきわめ大切であることはいまでもあります。したがって、市長職務代理者として林利市助役がその任にあたっています。

①健康センターへ随時お申し込みください。すぐ検診票を渡します。電話による申込みもでき、この場合は検診票を郵送します。

十一疾病に療養費

難病対策をさらに拡充

渡辺市長が退任

助役が職務代理者に

次期市長まで

渡辺万太郎市長は、さる三十九年九月一日、一身上の事情で退任されました。したがって、四月一日からは、市長職務代理者として林利市助役がその任にあたっています。

乳がん検診

②検診票を持って右下表の診療の受けかた

に市長初就任以来、三回当選。市民のみなさんの深い理解と多大のご協力を得て、このほど退任まで十年半にわたって芦屋市政に貢献してきました。退任後もしばらく静養中だった渡辺前市長は、四月八日に職員をはじめ関係者へ正式に退任のあいさつをされ、さきごろ市長職務代理者との議員選挙で、山村康六氏(53才、医師)が当選。この日の投票率は四六・九〇パーセントでした。

③検査票を渡す際は、必ず機関のいずれかへ受診におこしく

来てください。市長職務代理者として林利市助役がその任にあたっています。

④検査票を手渡す際は、必ず機関のいずれかへ受診におこしく

来てください。市長職務代理者として林利市助役がその任にあたっています。

⑤検査票を手渡す際は、必ず機関のいずれかへ受診をおこしく

来てください。市長職務代理者として林利市助役がその任にあたっています。

⑥検査料は一人百円です。診察

を受け際、その窓口でお支払

ください。受付時間はその診療機関の診療時間中です。なお受診する時期は、月経終了後十日以内が最も正しい診断結果が得られます。

⑦検査方法は乳房の触診です。

⑧検査は乳房の触診です。

⑨検査は乳房の触診です。

⑩検査は乳房の触診です。

⑪検査は乳房の触診です。

⑫検査は乳房の触診です。

⑬検査は乳房の触診です。

⑭検査は乳房の触診です。

⑮検査は乳房の触診です。

⑯検査は乳房の触診です。

⑰検査は乳房の触診です。

⑱検査は乳房の触診です。

⑲検査は乳房の触診です。

⑳検査は乳房の触診です。

㉑検査は乳房の触診です。

㉒検査は乳房の触診です。

㉓検査は乳房の触診です。

㉔検査は乳房の触診です。

㉕検査は乳房の触診です。

㉖検査は乳房の触診です。

㉗検査は乳房の触診です。

㉘検査は乳房の触診です。

㉙検査は乳房の触診です。

㉚検査は乳房の触診です。

㉛検査は乳房の触診です。

㉝検査は乳房の触診です。

㉞検査は乳房の触診です。

㉟検査は乳房の触診です。

㉟検査は乳房の触診です。

㉛検査は乳房の触診です。

㉛検査は乳房の触診

日本国憲法

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

(抜すい)

文

前

今日は、憲法記念日を迎えるにあたって、市民のみなさんにわが国に憲法があるということは、ほとんどのかたは、ご存じだと思います。しかし、これが、わが国の最高法規であることを知つていらっしゃるかたは、どのくらいおられるでしょう。か。さらに、その内容を的確につかんでおられるかたは、そう多くはいらっしゃらないと思います。

憲法、あ、そんものは「生活と少しも関係がない」と言われるかたがいます。しかし、憲法は、生活と何ら関係のないものでしようか。

さて、ご存じのとおり、明治憲法は権威主義的憲法であつたのに対し、日本国憲法は、人権保障のほか、民主主義と平和主義の理念を強く打ち出した理念性の強い憲法です。すなわち、このよき原理から現実をつかむことです。とりわけ基本的人権は、人類が多年にわたる自由獲得の努力の成績(憲法第九十七条)によるものです。したがって、人権の歴史をとらえることでもあります。また、第十二条に「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなけ

ればならない」と、うたわれており、このことは、手をこまねいて、じつとしていては、私たちの自由と人権は守られるものではないということでしょう。みんなの手で育てられ、実行され初めて生きたものとなり、私たちのしあわせが保障される多かったです。

憲法、あ、そんものは「生活と少しも関係がない」と言われるかたがいます。しかし、憲法は、生活と何ら関係のないものでしようか。

さて、ご存じのとおり、明治憲法は権威主義的憲法であつたのに対し、日本国憲法は、人権保障のほか、民主主義と平和主義の理念を強く打ち出した理念性の強い憲法です。すなわち、このよき原理から現実をつかむことです。とりわけ基本的人権は、人類が多年にわたる自由獲得の努力の成績(憲法第九十七条)によるものです。したがって、人権の歴史をとらえることでもあります。また、第十二条に「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなけ

ればならない」と、うたわれており、このことは、手をこまねいて、じつとしていては、私たちの自由と人権は守られるものではないということでしょう。みんなの手で育てられ、実行され初めて生きたものとなり、私たちのしあわせが保障される多

第一章 天皇

第一条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。従つて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第二章 国民の権利及び義務

第十一条 【基本的人権】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十二条 【自由および権利の保持義務と公共福祉性】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十三条 【個人の尊重と公共の福祉】 すべて国民は、個個人の尊重と公共の福祉においては、公共の福祉に反しない限り、立派に努力によって、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十四条 【平等原則、貴族制度の否認及び榮典の限界】 すべて国民は、法の下に平等である。人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

第十五条 【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障】 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の権利である。

第十六条 【請願権】 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 【公務員の不法行為による損害の賠償】 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 【奴隸的拘束及び苦役の禁止】 何人も、如何なる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る处罚の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 【思想及び良心の自由】 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 【信教の自由】 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条 【居住、移住、職業選択、外国移住及び国籍保護】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二十二条 【離脱の自由】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十三条 【学問の自由】 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により、維持されなければならない。

第二十五条 【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務】 すべて國民は、健康で文化的な最定期限度の生活を営む権利を有する。

第二十六条 【教育を受ける権利と受けさせる義務】 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひどく教育を受ける権利を有する。

第二十七条 【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童虐待の禁止】 すべて國民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第二十八条 【勤労者の團結権及び団体行動権】 勤労者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 【財産権】 財産権は、これを侵してはならない。

第三十条 【財産権の内容】 財産権は、公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める。

第三十一条 【私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる】 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十二条 【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十三条 【逮捕の制約】 何人も、現行犯として逮捕されなければならない。

第三十四条 【抑留及び拘禁の制約】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、廷で示されなければならない。

第三十五条 【侵入、搜索及び押収の制約】 何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十二条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

憲法週間記念講演会

戦後30年、日本国憲法は、新しい国づくりの役割を果たし、社会のすみはりが復讐になるにつれて、いろいろと問題がでてきます。憲法で保障されている人権は、日常生活の中に生かされているでしょうか。生かすには、どうしたらよいでしょうか。

*と
*と
*テー
*講
*主
き
き
き
ねん
こう
えん
かい
けん
ぼう
しゅう
かん
かん
き
か
か
ご
ご
じ
じ
5月2日(火)午後3時~5時
市民センター(市民会館・公民館)2階201号室
「市民のくらしと憲法」
京都大学法学部教授 阿部照哉
芦屋市・芦屋市教育委員会

第十章 最高法規

第九十七条 【基本的人権の由来特質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 【憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守】 この憲法は、國の最高法規であつて、その条約に反する法律、命令、詔勅及び國務に関する、その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第九十九条 【憲法の尊重擁護の義務】 天皇又は、摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。

第二十六条 【拷問及び残酷な刑罰の禁止】 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第二十七条 【過及処罰、一重処罰等の禁止】 何人も、実する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十八条 【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童虐待の禁止】 すべて國民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第二十九条 【刑事被告人の権利】 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受けた行い又は既に無罪とされた行為に重ねて、重ねて刑法の責任は問はれない。

第三十条 【刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十一条 【自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十二条 【強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができる】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十三条 【刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十四条 【無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところに於ては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受けた行い又は既に無罪とされた行為に重ねて、重ねて刑法の責任は問はれない。

第三十五条 【刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十六条 【拷問及び残酷な刑罰の禁止】 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 【刑事被告人の権利】 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受けた行い又は既に無罪とされた行為に重ねて、重ねて刑法の責任は問はれない。

第三十八条 【自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十九条 【過及処罰、一重処罰等の禁止】 何人も、実する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第四十条 【刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護士を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

員、あるいは町会・自治会のがたがたのご奉仕で各家庭に届けています

新年度予算(一般会計)

128億4100万円に

昭和50年4月20日 郵便物認可

広報

あし

20才から国民年金
加入もれのかた
はすぐお申出を

國民年金の 保険料免除

市民の黒板

市役所の電話③二二二

老令福祉 金の請求は

20才から国民年金
加入もれのかた
はすぐお申出を

児童手当

市民福祉年金の 支給範囲が拡大

民健康保険料率

第三種郵便物認可
の会期十六
日間の予定
で審議が進
められて
ましが、
十二日、市
長の辞任届
の提出等で
審議が中断
新年度の方
針に対する
改善をはかるもの。

恒例の総括
質問もない
まま会期を
延長し二十
九日に閉会
しました。

議案第10号「芦屋市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正す
る条例の制定について」＝消防団
員等の過遺族に対する損害補償の
額として、予算の総額を九十六億八
千九百八十一万五千円とする。

議案第11号「昭和四十九年度芦
屋市一般会計補正予算(第9号)」
＝歳入歳出をそれぞれ八億円余増
額して、予算の総額を九十六億八
千九百八十一万五千円とする。

議案第12号「昭和四十九年度芦
屋市国民健康保険事業特別会計補
正予算(第4号)」＝予算総額を七
億八千三百三十万四千円とする。

議案第13号「昭和四十九年度芦
屋市下水道事業特別会計補正予算
(第5号)」＝歳入歳出をそれぞれ九
億円余を減額し、予算総額を二十
五億九千二百十九万二千円とする。

議案第14号「昭和四十九年度芦
屋市水道事業会計補正予算(第4
号)」

議案第15号「昭和四十九年度芦
屋市一般会計補正予算(第10号)」
＝歳入歳出をそれぞれ九
億円余を減額し、予算総額を二十
五億九千二百十九万二千円とする。

議案第16号「芦屋市指定期機
械設備等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について」＝株式会社三
和銀行を指定。

議案第17号「芦屋市職員定数案
例の一部を改正する条例の制定に
ついて」＝市立病院の診療業務の
付条例の一部を改正する条例の制
定について」＝埋立

充実および市立西山幼稚園の新設
に伴い、職員を四十一名増の十三
百二十名とするもの。

議案第18号「芦屋市立体館・
市民会館と市立公民館を総合的に
運営するため」＝芦屋市国民健康保
険条例の一部を改正する条例の制
定について」＝賦課最高限度額を
改正するもの。

議案第19号「芦屋市市民福祉年
金の制定について」＝経済情勢の
変動に伴い使用料を改正するもの。

議案第20号「芦屋市市民会館条例
の一部を改正する条例の制定につ
いて」＝議案第19号の関係で条文
の整理と使用料を改正するもの。

議案第21号「芦屋市立芦屋病院
使用料及び手数料条例の一部を改
正する条例の制定について」＝經
済情勢の変動に伴い、入院料等を
改正するもの。

議案第22号「芦屋市営住宅の設
置および管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について」
＝賃料の追納をしますと満額の年金を
受け取ることができます。くわしく
は市保険年金課へ。

議案第23号「阪神養護学校組合
の解散について」

議案第24号「芦屋市市民会館運
営に関する条例の制定について」
＝運営事業の制定について

議案第25号「芦屋市救援資金貸
付条例の一部を改正する条例の制
定について」＝医療

料の変更をするもの。

議案第26号「芦屋市国民健康保
険条例の一部を改正する条例の制
定について」＝賃付限度額の引上
げ。

議案第27号「芦屋市市民福祉年
金の制定について」＝年金額の増額と
国庫負担の撤廃。

議案第28号「芦屋市公共下水道
施設設置条例の一部を改正する条例の制
定について」＝年金額の増額と国
庫負担の撤廃。

議案第29号「芦屋市灾害弔慰金の貸付
条例の制定について」＝支給額およ
び貸付限度額を引き上げるもの。

議案第30号「阪神養護学校組合
の解散について」

議案第31号「阪神養護学校組合
の解散について」

議案第32号「昭和五十一年度芦屋
市水道事業会計予算」

議案第33号「昭和五十年度芦屋
市公用地取得費特別会計予算」

議案第34号「昭和五十年度芦屋
市交通災害共済事業特別会計予
算」

議案第35号「昭和五十年度芦屋
市下水道事業特別会計予算」

議案第36号「昭和五十年度芦屋
市北部土地区画整理事業特別会計
予算」

議案第37号「昭和五十年度芦屋
市公共交通災害共済事業特別会計
予算」

議案第38号「昭和五十年度芦屋
市打出芦屋財産区共有財産会計予
算」

議案第39号「昭和五十年度芦屋
市三条津知財産区共有財産会計予
算」

議案第40号「昭和五十年度芦屋
市水道事業会計予算」

議案第41号「昭和五十年度芦屋
市病院事業会計予算」

議案第42号「人権擁護委員
の候補者の推薦につき意見を求め
ることについて」＝任期満了に伴
い次期委員の候補者として、武田
正信、川井千鶴子の両氏を再推薦
することに同意。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問合せは、市
役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ
さい。

このほど「同和問題をみんなの
もの」第三集を、学習の手引き
として全戸にお届けしました。こ
の冊子は、部落解放運動の中味と
同和行政のあり方を中心に編さん
しています。ご家庭での学習の手
引きとして、お役立てください。

また、もしこの冊子をお手元に
届いておりませんでしたら、ご面
倒ですが、市役所受付、体育館、図
書館、市民センター（市民会館・
公民館）のうちいずれかで、お受
け取りください。お問い合わせは、
市役所受付（電話③一二一）、市内
の市役所（内線三三七）までどうぞ。

引きとして、お役立てください。

ただし、お問い合わせをおいでくだ